

3. いわて健康経営宣言 (1/3)

元気な事業所は健康な従業員から!

宣言いただいた事業所様には、
協会けんぽからのサポートや特典を受けることができます。

【サポート】

① 事業所健康度診断の提供

② 健康チェックシートのフィードバック

【特典】

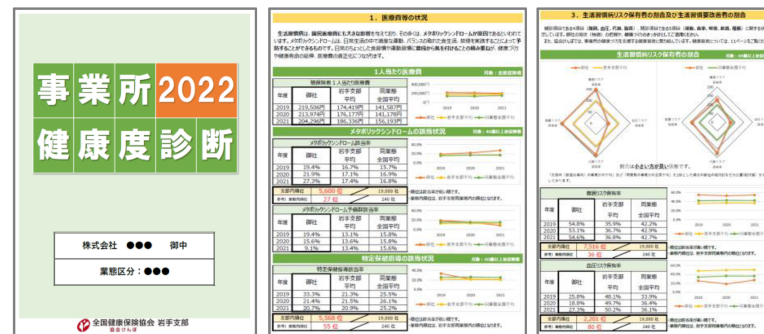
① 提携施設での利用料割引など

② 提携金融機関での金利優遇

③ ミニのぼり・ロゴマークの提供

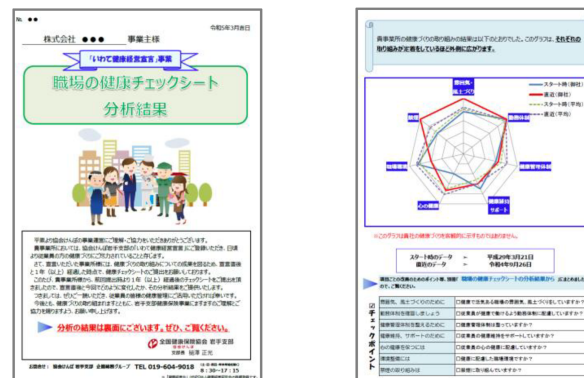
① 事業所健康度診断の提供

事業所にお勤めの従業員の皆様の医療費や健診結果の集計値をグラフや表にまとめたものを提供いたします。
同業態内での順位や健康状況の比較もご覧いただけます。



② 健康チェックシートのフィードバック

宣言したタイミングと宣言後1年ごとに健康チェックシートをお送りいたします。取り組み状況を振り返りチェックいただくことで、取り組みのスタート時からの変化を把握することができます。



3. いわて健康経営宣言 (2/3)

元気な事業所は健康な従業員から!

宣言いただいた事業所様には、
協会けんぽからのサポートや特典を受けることができます。

【サポート】

- ① 事業所健康度診断の提供
- ② 健康チェックシートのフィードバック

【特典】

- ① 提携施設での利用料割引など
- ② 提携金融機関での金利優遇
- ③ ミニのぼり・ロゴマークの提供

① 提携施設での利用料割引など

- 温泉・入浴施設
 - スポーツクラブ
 - 健診施設 など
- がオトクに利用できます。

〔特典の詳細はこちら〕



② 提携金融機関での金利優遇等

- 北日本銀行：きたぎん「いわて健康経営宣言」
事業所応援ローン
 - 岩手銀行：いわぎん健康経営サポートローン
- このほかに従業員様向けの特典もございます。

③ ミニのぼり・ロゴマークの提供

従業員の健康づくりに積極的に取り組んでいることをアピールできる
「いわて健康経営宣言」のロゴマークやミニのぼりを提供しております。
ロゴマークは名刺やホームページなどに利用ができます。



3. いわて健康経営宣言 (3/3)

宣言方法

1. ①～④の健康づくりメニューの確認

- ① 健康診断の実施【事業所の受診率85%以上】
- ② 健康サポート（特定保健指導）の利用【事業所の実施率30%以上】
- ③ 検査・治療の推奨
- ④ スモールチェンジ活動の推奨【事業所で独自に設定】

スモールチェンジ活動（例）

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 血圧計、体重計を設置し定期的に測定できる環境にする。• 定期的な休甘日（間食・甘味飲料）を設定する。 | <ul style="list-style-type: none">• 始業時にラジオ体操を実施する。• 定期的な運動デーを設定し、運動の習慣づけを行う。 |
|---|--|

など

2. 「いわて健康経営宣言」ご登録用紙を提出する

3. 宣言書と宣言ポスターが届くので、従業員に周知し健康づくりメニューの取り組みを開始する

宣言済みの事業所様へ

令和5年度から健康づくりメニューの①と②について、事業所の実施率の要件【健診受診率85%以上】【健康サポート実施率30%以上】を設定し、取り組みの強化を図っていきます。

宣言を検討している事業所様へ

「いわて健康経営宣言」では、前スライドまでで紹介したサポート・特典のほか、覚書に基づき「アクサ生命保険株式会社」、「第一生命保険株式会社」、「明治安田生命保険相互会社」と協力・連携し、フォローアップ体制を強化いたします。

4. 歯科健診

身体の健康、お口から

割引料金による歯科健診の提供を行っております。
年に1度、歯科健診を受けませんか？

実施期間	令和5年6月～令和6年2月
対象者	岩手支部加入の<被保険者>様
実施上限	先着700名
健診内容	①問診 ②歯・歯肉の検査 ③咬合力検査 ④歯科健康指導
料金	1,100円(税込)

今年度は、ご好評につき10月時点で
実施上限700名のお申込みがありましたので
お申込みはお早めをお願いいたします！

【申し込みから健診受診・料金のお支払いまで】

- ①「歯科健診申込書」を岩手県歯科医師会に提出
- ②岩手県歯科医師会からの日程調整の連絡
- ③健診当日、歯科医師・歯科衛生士が事業所を訪問
- ④後日、健診料金のお支払い・健診結果の確認

5. 保健事業の更なる充実について

紹介したほかにも取り組みを行います！

・健診結果などに関する情報提供事業

一部健診機関で、生活習慣病予防健診を受診された被保険者を対象に、専門職（医師・保健師・看護師）による情報提供を健診当日に実施いたします。
健診結果の説明や生活改善の支援、健診に関する相談などの情報提供を実施する予定です。

令和6年度以降の取り組み

・重症化予防対策の充実

事業者健診（労働安全衛生法上の定期健診）の結果データをご提供いただいた事業所の被保険者で生活習慣病の重症化リスクが高い方への医療機関受診を促す情報提供をいたします。

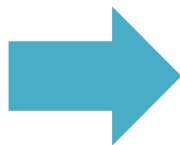
・付加健診の対象年齢の拡大（40歳から5年ごとに）

（令和5年度まで）

【対象者】

40歳

50歳



（令和6年度から）

【対象者】

40歳 45歳 50歳 55歳

60歳 65歳 70歳